

「医療機関において安心・安全に電波を利用するための手引き」の内容充実のための意見募集に対して提出されたご意見とそれに対する考え方（案）

標記意見募集において、2者9件のご意見の提出がありました。いただいたご意見及びご意見に対する考え方は下記のとおりです。

番号	ご意見	ご意見に対する考え方
1	<p>電波を利用している機器（医用テレメータ、無線LAN、携帯電話）のトラブル事例や対応策等</p> <p>入院患者が持ち込む、携帯電話を用いた無線LANアクセスポイント装置から送信される信号が、病院情報システムに用いられる無線LAN通信と干渉し、病院情報システムの端末装置で通信異常が度々発生した。</p> <p>このため、患者や外来者用に無線LANサービスを提供し、携帯電話を用いた無線LANアクセスポイントの使用を禁止する用意を進めている。</p> <p style="text-align: right;">（金沢大学附属病院）</p>	<p>ご指摘の内容を、無線LAN導入時の事前検討事項として、追記させていただきます。</p>
2	<p>医療機関において電波を管理する体制等の整備</p> <p>医療機器安全管理体制と電波管理体制の整合を図るため、</p> <p>「医療法第6条の12及び医療法施行規則第1条の11第2項第3号イに規定する医療機器の安全使用のための責任者（医療機器安全管理責任者）の下に電波管理者や電波管理委員会を設置するなど、医療機器の安全管理体制と電波管理の体制が整合するように運用することが望ましい。」</p> <p>という文言を入れることを提案する。</p> <p style="text-align: right;">（金沢大学附属病院）</p>	<p>ご指摘頂いた主旨の内容を手引きの4章に、体制を構築する際の留意事項として追記させていただきます。</p> <p>ただし、体制の構築の在り方は各医療機関が定めるべきものであることから、「責任者（医療機器安全管理責任者）の下に」ではなく、「責任者（医療機器安全管理責任者）との連携の下に」とさせていただきます。</p>
3	<p>●2ページ 図1「遮られる」に関連する具体的事例の補足</p> <p>1つの4人部屋病室内で電波が届くところと届かないところがあり、同室内におられる複数の患者さんの中で、心電図モニタリングが継続的にできる方と途切れがちになる方がみえ、専用アンテナ設備の改善で解決できた事例がありました。</p>	<p>本手引書への賛成のご意見と考えさせていただきます。</p>

	<p>壁面に近く、部屋の隅の方に心電図用テレメータの送信器を置いていた事例です。設備設置時の電波環境調査の際、部屋の隅々まで実際に確認測定する体制が求められます。</p> <p>既知のことかもしれませんが、報告させていただきます。</p> <p>(個人)</p>	
4	<p>●4ページ (2) 医療機関における対応策に関して、「病院内電波管理委員会設置」追記のお願い</p> <p>17ページにある「病院内電波管理委員会」の設置を、この4ページにも記載いただく事で、より具体的に電波管理の重要性についての意識が高まるものと思われます。</p> <p>(個人)</p>	<p>「病院内電波管理委員会」は、本手引きでは「電波利用安全管理委員会」(仮称)としておりますが、ご指摘いただいた主旨の内容を導入の際の留意事項として追記させていただきます。</p>
5	<p>●6ページ下段 「○無線LAN利用の検査装置、…」に、「医療機器、電子カルテ端末、管理運用機器等」追記のお願い</p> <p>現在、医療機器、電子カルテ端末や管理運用機器の無線LAN利用が多くなってきており、また台数も多いため、トラブル発生時には病院機能への影響が大きくなります。</p> <p>「○無線LAN利用の検査装置、医療機器、電子カルテ端末、管理運用機器等、また患者等 が持ち込む端末や…」と追記することで、病院内における無線LAN利用のための注意喚起と意識向上に有用かと思われます。</p> <p>(個人)</p>	<p>反映させていただきます。</p>
6	<p>●14ページ 表2 デメリットに、「日常の管理が必要」とありますが、メリットになるのではと考えられます</p> <p>今後の病院運営に電波管理が必須かと思われます。したがって、安全管理の上からも「メリット」と考えても良いように思われます。</p> <p>(個人)</p>	<p>日常管理は、ご指摘のように無線管理が徹底され未然に事故を防止することでメリットとも考えられます。本手引書では、管理コスト面に焦点をあて、デメリットとしております。</p> <p>本手引書への賛成のご意見と考えさせていただきます。</p>
7	<p>●17ページ 「電波利用機器管理者」に、施設部門の追記のお願い</p> <p>病院内で建築物の実質的な管理者である「施設部門」を追記することで、インフラ担当者から電波利</p>	<p>反映させていただきます。</p>

	<p>用者まで包括することができ、病院内においてより現実的な管理体制が構築できるものと思われます。</p> <p>(個人)</p>	
8	<p>●17ページ 「テレメータのチャンネル管理者」に、(臨床工学技士部門など)の追記のお願い</p> <p>病院内におけるテレメータ管理者がはっきり決められていなかったり、知られていないことがみられ、病院内での責任を明確にするためにも「テレメータのチャンネル管理者(臨床工学技士部門など」と表記し、管理体制の充実化を促すことが重要かと思われます。</p> <p>(個人)</p>	<p>反映させていただきます。</p> <p>なお、「臨床工学技士部門」は「医療機器部門」という用語で表現させていただきます。</p>
9	<p>●「医療機器」と「医用電気機器」の用語の統一について</p> <p>同じ意味に使用されているかと思われますので、用語の統一が望ましいように思われます。</p> <p>(個人)</p>	<p>医療機器は、医用電気機器を包含するより広い概念ととらえております。用語の解説を手引きに付記するとともに、基本的には「医用電気機器」の用語で統一いたします。</p>